

民事訴訟法 I・II

裁判—民事訴訟—の手續を定めた法律

皆さんの中には、“民事訴訟”といわれても、あまり身近なものではないし、ぴんと来ないという方も多いと思いますが、民訴は決して私たちに無縁のものではありません。社会では、日々、さまざまな紛争が発生しており（例えば、お金の貸し借り、売買、住居の賃貸借、交通事故や医療事故に関する紛争など）、このような紛争に巻き込まれる可能性は誰にでもあります。実際に自分が紛争の当事者となってしまったとき、話し合いで解決できればよいのですが、そうはいかない場合もあるでしょう。そのような場合に、私たち私人間の紛争を解決するための、最後の手段として設けられているのが民事訴訟です。講義では、「民事訴訟法 I・II」を通して、民事訴訟制度の全体を学びます。